

答 申 第 2 5 号

平成 1 9 年 7 月 3 1 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会

会長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 19 年 3 月 26 日付若建街第 197 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 40 号 「 ホテル（仙台市若林区五橋 丁目 - ）の確認検査に関連して仙台市長（特定行政庁）が指定確認検査機関から受けた文書」の一部開示決定に対する
異議申立て

答 申
(諮問第 4 0 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、別表に掲げる部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）に基づき、「 ホテル（仙台市若林区五橋 - - ）の確認検査に関連して（特定行政庁）仙台市長が指定確認検査機関から受けた文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 19 年 2 月 6 日付けで一部開示決定したことについて、その変更を求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書（別添 1 - 1）及び意見書（別添 1 - 2）に記載のとおりであるが、次の二点に要約される。

第一に、実施機関は、確認検査及び中間検査を行った確認検査員氏名を非開示とするが、平成 17 年 6 月 24 日最高裁判所第 2 小法廷決定によれば、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）に基づく指定確認検査機関による確認に関する事務も、特定行政庁の建築主事による確認事務と同様に地方公共団体の事務と解されるところ、指定確認検査機関の確認検査の業務の遂行に関する情報は、地方公共団体の公務員の職務と同視すべきものであるから、確認検査員氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当し開示されるべき情報である。また、確認検査員氏名は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にもあたるから、条例第 7 条第 2 号ただし書ロ及び同条第 3 号ただし書にも該当する。

第二は、実施機関は、「建築主等変更届（平成 18 年 9 月 25 日付）」及び「工事施工者届（平成 18 年 9 月 25 日付）」に押印された部長の印の印影を非開示とするが、部長は支店において確認検査の業務を統括する責任者であり、その職務は地方公共団体の公務員の職務と同視すべきであり、当該印影は、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報にも該当するから、当該印影も開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、一部開示決定理由説明書（別添 2）に記載のとおりである。

なお、実施機関は、一部開示決定理由説明書において、確認検査及び中間検査を行った確認検査員氏名については、開示の意思を表明している。

5 審査会の判断

本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、ホテル（本件対象公文書上では「（仮称）ホテル」と表記）の確認検査に関連して、法に基づき指定確認検査機関である株式会社が特定行政庁である仙台市長に対して提出した文書のうち、以下に掲げるものである。

「建築物等計画概要送付書（平成 18 年 3 月 13 日付）」

「建築基準法第 6 条の 2 第 3 項の規定による確認済証を交付した旨の報告書（平成 18 年 7 月 4 日付）」

「建築主等変更届（平成 18 年 9 月 25 日付）」

「工事施工者届（平成 18 年 9 月 25 日付）」

「建築基準法第 7 条の 4 第 6 項の規定による中間検査結果報告書（平成 18 年 10 月 2 日付）」

「建築基準法第 7 条の 4 第 6 項の規定による中間検査結果報告書（平成 18 年 11 月 30 日付）」

条例第 7 条第 2 号の該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が条例第 7 条第 2 号の特定の個人が識別される情報として非開示としたものは、ア「確認を行った確認検査員氏名」及び「検査を行った確認検査員氏名」（以下単に「確認検査員氏名」という。）、イ「指定確認検査機関の部長の印の印影」（以下「部長印影」という。）並びに ウ「連絡先担当者氏名」及び「担当者の印の印影」である。意見書において申立人は、ウ「連絡先担当者氏名」及び「担当者の印の印影」を非開示としたことについては異議がない旨述べているから、ア及びイについて、以下検討する。

ア 確認検査員氏名について

確認検査員氏名については、特定の個人が識別されるので、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると認められる。

条例第 7 条第 2 号は、個人情報（ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしているが、申立人は、確認検査員氏名は、同号ただし書イに該当し開示すべきものと主張し、実施機関も同様の理由でこれについて開示の意思表示をしている。当審査会はこれを妥当と判断するので、以下言及する。

建築確認は、特定行政庁の下級機関である建築主事によって行われるほか、指定確認検査機関において行うことが認められているが、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であるとされている（平成 17 年 6 月 24 日最高裁判所第二小法廷決定）。

法第 6 条の 2 等の規定は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該確認は、建築主事が行った確認とみなし、また、指定確認検査機関が交付した確認済証、中間検査

合格証及び検査済証についても建築主事が交付したものとみなす旨定めており、法第 77 条の 24 第 1 項の規定において、指定確認検査機関の確認検査等は、確認検査員にこれを実施させなければならないと定めている。そして、同条第 2 項は、確認検査員は、建築主事と同じ建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者のうちから選任しなければならないとしている。

このように、法制度上、行政機関である建築主事に対応するのは指定確認検査機関であるとされているが、実務において建築主事と同等の職責・権能を担っているのは確認検査員である。このような職務内容からも、法第 77 条の 25 第 2 項の規定において、確認検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている。

以上のことを総合的に判断すると、指定確認検査機関の確認検査員の職責・権能は、建築主事のそれと同等の公益性を有するものと考えられ、建築確認を行った建築主事の氏名が公にされていることとの均衡から、確認検査員についても、その氏名は「法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とみなすべきである。よって、確認検査員氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当し、開示すべきものと判断する。

なお、申立人は、確認検査員氏名について、条例第 7 条第 2 号ただし書口の該当性を主張するが、上記のとおり同号ただし書イに該当するから、同号ただし書口の該当性については、当審査会は判断しないものとする。

イ 部長印影について

個人が所有する印鑑の印影は、押印をした者の姓又は姓名を読み取ることができ、特定の個人が識別される情報であるから、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると認められるところ、申立人は、株式会社各支店の部長は、支店において確認検査の業務を統括する責任者であって、確認部部長の職務は地方公共団体の公務員の職務と同視すべきであり、さらに、確認部部長の職務に関する情報は、平成 15 年 11 月 11 日最高裁判所第三小法廷判決でいう「権限に基づいて当該法人のために行う契約の締結等に関する情報」にも当たるから、部長印影は「個人情報」には当たらないと主張する。

本件対象公文書のうち部長印影の記載のあるものは、5 に掲げる本件対象公文書のうち 及び であるが、これは、建築主より指定確認検査機関に提出された文書であり、その後、特定行政庁である実施機関にその写しが送付されたものである。

法には、指定確認検査機関の職員のうち、確認検査員以外の職にある者の権限や責務に関する特段の定めはなく、また、上記 の文書の本来の様式には、部長印等の欄は設けられていない。よって、上記文書に押印された部長印は、株式会社内部において供覧印として当該様式の余白に押印されたものと推察され、また、供覧印を押印した部長についても、その名をもって特定行政庁に通知を行う等、何らかの権限に基づき指定確認検査機関の行為そのものと評価される行為を行っていたと認めるに足る事情はない。現に、5 に掲げる本件対象公文書のうち 、 及び においても 株式会社を代表して報告等を行っているのは、代表取締役である。

よって、部長印影は、平成 15 年 11 月 11 日最高裁判所第三小法廷判決でいう「権限に基づいて当該法人のために行う契約の締結等に関する情報」とは認められず、特定の個人

が識別できる情報と認められるから条例第7条第2号本文に該当する。

また、株式会社各支店の部長が仮に確認検査員の資格を有していたとしても、本件の部長印影は、本件確認検査の確認検査員としての権限に基づき押印されたものではなく、部長の職務の一環として押印されたものと判断されるから、公務員の職務における行為と同一視すべきものとは認められない。よって、部長印影は、法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、部長印影は、人の生命、財産を保護するため必要な情報とも、公務員の職務の遂行に関する情報ともいえないから、条例第7条第2号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、部長印影は、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

条例第7条第3号の該当性について

申立人は、確認検査員の氏名について条例第7条第3号ただし書の該当性を主張するが、実施機関は、そもそも本件対象公文書の非開示部分について、同号本文（法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）の該当性を主張しておらず、申立人もまた同号本文の該当性については何ら主張していない。本件対象公文書の非開示部分について、条例第7条第3号本文の該当性が実施機関により非開示理由として引用されていない以上、同号ただし書の該当性については判断に及ばない。

結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

	非開示とすることが妥当でない部分
建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書 (平成18年7月4日付)	「確認を行った確認検査員氏名」
建築基準法第7条の4第6項の規定による中間検査結果報告書 (平成18年10月2日付)	「検査を行った確認検査員氏名」
建築基準法第7条の4第6項の規定による中間検査結果報告書 (平成18年11月30日付)	「検査を行った確認検査員氏名」

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第40号)

年 月 日	内 容
平成19.3.26	・ 諮問を受けた
19.4.13	・ 実施機関（若林区建設部街並み形成課）から理由説明書を受理した
19.5. 7	・ 異議申立人から意見書を受理した
19.5.14	・ 異議申立人から意見書（追加資料）を受理した
19.6.21 （平成19年度第1回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
19.7.26 （平成19年度第2回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った